

2025.04.01 受講申込者へお知らせ【マイナ免許証の取り扱い対応について】

受講申込時、受講資格要件や一部受講科目免除を受ける場合に運転免許証の写しを受講申込書へ貼付いただいておりますが、令和7年3月24日から開始されましたマイナ免許証の運用については、券面には免許情報(免許種別、有効期限など)が表記されておられません。つきましては、当協会として次の受講申込時の取り扱いといたしますので、ご理解ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. マイナ免許証のみの受講申込者

受講者はマイナ免許証読み取りアプリから免許情報を印刷して、受講申込書と一緒に郵送もしくは協会窓口へ提出してください。

2. 運転免許証のみ、マイナ免許証と運転免許証2枚お持ちの受講申込者

これまでどおり、受講申込書へ運転免許証の写しを貼付してください。

3. 受講日当日の原本確認

これまでどおり受講日当日に原本確認が必要となるため

- ① マイナ免許証のみの受講者は、マイナンバーカードにて受講者本人のスマートフォン等で「マイナ免許証読み取りアプリ」から免許情報を提示してください。
- ② 運転免許証のみ、マイナ免許証と運転免許証2枚お持ちの受講申込者は、運転免許証を提示してください。

※ 当協会では、受講者のマイナ免許証を読み取る作業または印刷は致しかねますので、ご了承願います。